

経田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その身体的・心理的に深刻な影響を与えるだけではなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。児童が安心して、学習その他の活動に取り組むことができ、保護者が心から児童を通わせたいと願う、信頼される学校づくりに努めなければならない。

いじめから一人でも多くの児童を救うため、学校に関わる全ての大人が、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢と、「いじめはどの児童にも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚して、地域ぐるみでいじめ問題の克服に向けて取り組むことを目的に、「いじめ防止基本方針」を策定した。

(2) いじめに対する基本認識

いじめが全ての児童に関する問題であるという認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童に十分理解させる。

2 本校のいじめの実態

- ・軽い気持ちで友達を冷やかしたりからかったりする行為が学年や男女を問わず見受けられる。
- ・大きなトラブルは見られないが、オンラインゲームやSNSでのトラブルが発生している。各学年のネットルールを設定しているが、時間やマナーに対する規範意識が低い児童も見られ、トラブルにつながっている可能性がある。

3 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止への取組

- ・学校の教育活動全体を通して、学力向上と豊かな心の育成を図るとともに、いじめは絶対に許さない学校風土づくりに努める。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりと、安心して生き生きと活動できる集団づくりに努める。
- ・道徳教育や体験学習の充実を図り、児童生徒の豊かな情操と道徳心、人権尊重の精神を養うなど、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・校内研修会等でいじめの対応に関わる教職員の資質能力向上を図るとともに、教職員間の連携を深め、生徒指導の組織的な体制の整備を行う。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、定期的なアンケートや面接、教職員研修会を実施するとともに、随時、計画の見直しを図っていく。
- ・ネットモラルやネットトラブルに関する指導を年間計画に位置付け、学年の実態に応じたネット・メディアルールづくりを行い、ネットトラブル防止に向けた取組を継続する。また、保護者に対して学校だよりやリーフレット等がいじめ防止の啓発を行っていく。学期に1度の保護者アンケートから保護者の考え方も取り入れて対応していく。
- ・児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう、体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知していく。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の様子、日記や保護者との連絡ノート、家庭訪問、地域行事への参加等を通して、アンテナを高く張り児童を見守る。
- ・いじめに関する些細な情報であっても、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ組織的な対応に努める。
- ・毎月のいじめ調査や生活アンケート調査、定期的な教育相談、関係機関の電話相談窓口の周知等を実施していじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ・少しでも気になる児童が発見されれば、早急にいじめ防止対策小委員会を開催し、今後の対応について協議していく。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめまたはいじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を止める。

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、些細な兆候でも迅速かつ丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保する。
- ・いじめを認識した場合は、迅速にいじめ防止対策小委員会を開催し、対応について協議する。重大事案については、いじめ防止対策委員会で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。
- ・調査や対応の結果については市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為等、学校で解決が困難な場合は、市教育委員会や所轄警察署と相談して対応する。
- ・いじめられた児童又は保護者には、児童を徹底して守ること、児童が落ち着いて教育を受けられること、状況に応じて外部の専門家（心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等）の協力を得ること等の支援に取り組む。
- ・いじめた児童又は保護者には、いじめは決して許されないこと、保護者と協力して対応を行えるよう理解を求めること、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の協力を得ていじめの行為をやめさせ、再発防止に努めること等、指導・助言を行う。また、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
- ・いじめが起きた集団の児童には、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた児童に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ・定期的に、被害児童と保護者との面談を行い、心身の苦痛を感じていないか確認をする。3か月経過した段階で心身の苦痛を感じていないと認められた場合に解消と見なす。ただし解消後も慎重にその人間関係を見守り続ける。
- ・インターネットや携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ・学校基本方針やいじめの防止等に関する取組を、学校だよりや地域における会議等で紹介することを通じて啓発を図る。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
（児童生徒が自殺を企図した場合、心身に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、いじめにより転学等を余儀なくされた場合）
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（年間 30 日を目安として、一定期間連続して欠席しているようなとき）
- ・「児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し出があったとき」

(2) 重大事態の対応

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。
- ・重大事態と認められた時は、速やかに市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し、問題解決に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で緊急保護者会等の開催を行う。
- ・重大事態については、マスコミの対応も考えられるため窓口を明確にして適切な対応に努める。
※参照「いじめ対策に係る事例集」（平成 30 年 9 月文部科学省）

いじめ問題への取組の年間指導計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
校内委員会等	← 事案発生時、いじめ防止対策小委員会の開催 →				
	← 重大事態発生時、いじめ防止対策委員会の開催 →				
校内委員会					
未然防止への取組	いじめ実態把握調査				
	授業づくり・学級づくり・人間関係づくり				
	← 毎月のいじめ・生活アンケート調査 →				
早期発見への取組			生活アンケート WebQ-U調査	保護者いじめアンケート 保護者学校評価アンケート	
			面談週間		

	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
校内委員会等	← 事案発生時、いじめ防止対策小委員会の開催 →						
	← 重大事態発生時、いじめ防止対策委員会の開催 →						
未然防止への取組	授業づくり・学級づくり・人間関係づくり						
	← 毎月のいじめ・生活アンケート調査 →						
早期発見への取組		生活アンケート WebQ-U調査	保護者いじめアンケート 保護者学校評価アンケート			生活アンケート	
		面談週間				面談週間	